前の クマネジメント

105回

災計画

防災・減災マネジメント

自治体政策と条例化

ベルがずっと高い。 は変えられず、 制定される法的根拠を有するので、 したりすることも容易である。これに対し で作成することができ、延期したり、変更 自治体の計画は、 条例は議会審議というプロセスを経て 計画に比べると重要度のレ 原則として首長の権限 簡単に

規範化することで、 正統性を持つこともできるからだ。 望ましい。 れを法的に裏付ける条例を制定することが した政策を決定し、 一般に、自治体が独自の地域課題に対応 議会の審議による民主性の確保という 自治体の政策は、それを条例で 実施するためには、 確固たる法的基盤を持 ح

防災条例の行政的意図と効果

その防災条例を制定する狙いと効果は、行 防災減災マネジメントを実現するために 防災条例を制定することが重要である。

> 政的には次のようなものが挙げられる。 (1)目標・理念を明確化する

跡見学園女子大学教授

鍵屋

決するのか(目標)が明らかになるのである。 どういう考え方(理念)で、どの程度まで解 例を定めることで、どういう公共的課題を、 ける理念が必要である。言い換えれば、 目的の他に、達成すべき目標とこれを裏 政策の基本を定める条例には、 抽象的 条 付 な

(2)長期的な政策実施の法的担保となる

期的に継続されることは法的に担保される。 は、 ければならず、大きな法的責任が生じる。 自治体が個別の政策をすべてやめるときに 条例の目標が達成されない限り、政策が長 や社会情勢の変化に合わせて微調整される。 条例の目標を達成するための個別の施策 その根拠となっている条例を廃止しな 常に説明され、評価され、 住民ニーズ

(3)適正な行政手続きを法的に保障する

ない。そこで、 示されるが、 条例には、政策の方向性や重要な施策が 抽象的な規定にならざるを得 付属機関や住民に意見を求

> めたり、 法的に保障することができる。 ような行政手続きを条例に定めることで 行状況を報告したり、 具体的施策について説明をし、 政策評価を公表する 進

(4)組織、予算、制度を担保する

けるための強力な根拠となる。 員を確保したり、 自治体内部で組織をつくったり、 は最も強い正統性を持つ法的規範なので、 なければ動けない。条例は、 自治体は、実際には組織、 あるいは新たな制度を設 予算、 自治体の 予算や職 制 中で 度

住民参加の法的保障と効果

(1)住民参加の法的保障

進 組みは十分ではない。そこで、 限が委ねられ、 いかなければならない 連 般的な法律では、 !携の在り方を定め、 !めるためには、自治体が独自 災害対策基本法をはじめ、 住民が主体的に参加する 自治体の政策は首長に権 制度として保障して 災害関 住民参加 に住民との 係 0) 仕



Risk Management

責任、 えば、 ことができる。 て具体的な制度、 東する。また、 「宣言」と違って、 「条例」 住民への情報公開や政策評価 審議会の設置などを具体的に定める は平和都市宣言などの理念や目 条例は自治体や住民にとっ 基準として機能する。 法的に人々や組織を拘 例 明

(2)条例制定への住民参加の効果

告、パブリックコメントの募集などで住民 効性確保に役立つ。 て条例づくりをすること自体が、 の関心を高める。 募委員を入れる。 だ。例えば、 きるだけ多くの住民が参加することが重要 い防災に関しては、 住民が自助、 審議会などの組織を設けて公 共助で自ら担う部分が大き 住民アンケートや中間報 住民とともに時間をかけ 条例の制定過程にはで 条例の実

条例を施策に生かす

ていた。 重点的施策の方向性として次の3点を掲げ な地域防災に関する基本方針が必要である。 住民に分かりやすくするために、 的 向上するわけではない。条例に基づき、 例えば、 防災条例が出来ただけで、 継続的に政策を展開する必要性がある。 板橋区防災基本条例では、当初、 地域防災力が 簡潔で明瞭 戦略

(1)防災ひとづくりの推進

防災ひとづくりとは、防災の決め手とな

は、 践的な教育訓練、 る「人間の災害対応能力を高める」ための 習慣化することが望ましい。 的に防災に取り組むことが大切である。 みである。 区民、事業者が自ら意欲を持ち、 小中学校での防災教育、 防災ひとづくりを進めるために 講座・研修などの取 訓練により、 継続 ŋ 特 組 実

(2)防災まちづくりの推進

ことが求められる。 復興準備としての防災まちづくりを進める ティも継続し、スムーズな復興が可能にな れば、人命は失われない。また、 災害時に住宅が倒れず、 そのために、まちの安全点検とともに、 火災から守ら コミュニ n

(3)災害時要援護者等への施策

も必要な対応を取るようにする 慮した行動を取ることによって、 とを重視する。日常生活から要援護者に配 など、災害時要援護者を安全に保護するこ 板橋区の防災施策では、 高齢者や障害者 災害時に

画」を加える条例改正を行っている。 体制の充実」「帰宅困難者対策」「業務継続 者等の多様な避難行動への対応」 25年3月に、 なお、 板橋区は、 重要施策に「備蓄・調達」「避 東日本大震災後の 「医療救 平 成

防災減災目標達成を

自治体の防災減災マネジメントとは、

首

防災条例制定で

鍵屋 (かぎやはじめ)

1956年秋田県男鹿市生れ。早稲田大学法学部卒業。板橋 区防災課長、板橋福祉事務所長、福祉部長、危機管理担当 部長(兼務)、議会事務局長等を経て2015年3月退職。京都 大学博士(情報学)。2015年4月跡見学園女子大学観光コ ミュニティ学部教授。法政大学大学院・名古屋大学大学院兼 任講師。内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討 会委員」など政府委員。内閣官房地域活性化伝道師、(一社) 福祉防災コミュニティ協会代表理事など。著書に「図解よくわか る自治体の防災・危機管理のしくみ』「福祉施設の事業継続計 画 (BCP) 作成ガイド』 など

を図ることである。 整・変更を行い、自治体を挙げて目標実現 年度ごとにモニタリングしながら施策の調 ど)、これを実現する施策を各部局が立案し、 ○年後に想定被災者を○○人に減らす、 な

長や議会を交えて防災減災の目標を定め

なり、 となる。 は防災減災目標を達成する枢要なエンジン ある。これにより、 化して法的拘束力を持たせることが重要で それには、防災減災マネジメントを条例 目標が達成されなければ、 住民に対する説明責任が生じる。 防災減災マネジメント 首長の

責

任

筆者プロフィール